

受給に関わる大切なお知らせです。必ずご確認ください。

特例給付の方、所得上限限度額以上の為支給されない方へ

制度について

児童手当法の一部を改正する法律等が令和4年6月1日施行されたことに伴い、児童手当制度が一部変更になりました。従来までの審査基準である「所得制限限度額」に加えて、新たに「所得上限限度額」が設けられました。令和4年6月分(10月支給)から「所得上限限度額」以上の場合、受給資格が消滅(却下)となり、児童手当等は支給されなくなります。

審査基準となる所得

- 生計の中心となっている方の前年(1月～5月分は前々年)の所得により支給額を審査します。世帯の合計所得ではありません。
- 令和5年度(令和5年6月分から令和6年5月分)の児童手当等は令和4年分の所得額により審査します。

【所得判定のサイクル】

対象年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	毎年6月に年度更新となります。 支給月は 10月(6月～9月分) 2月(10月～1月分) 6月(2月～5月分) の原則年3回です。 年度更新後の初めての の振込は10月です。
支給対象月	6月～12月分	1月～6月分 12月分	1月～6月分 5月分 12月分	1月～6月分 5月分 12月分	1月～6月分 5月分 12月分	
判定対象所得	令和2年分の所得額で審査	令和3年分の所得額で審査	令和4年分の所得額で審査	令和5年分の所得額で審査	令和6年分の所得額で審査	

支給額

- 所得額が下表「所得制限限度額」未満の場合、児童年齢に応じた『児童手当』を支給します。
- 所得額が下表「所得制限限度額」以上「所得上限限度額」未満の場合、法律の附則に基づく『特例給付』(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。
- 所得額が下表「所得上限限度額」以上の場合、児童手当等は『支給されません。』

【所得制限限度額・所得上限限度額】

	①所得制限限度額	②所得上限限度額
扶養親族等の数	所得額	所得額
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622万円	858万円
1人 (児童1人又は年収103万以下の配偶者の場合等)	660万円	896万円
2人 (児童1人+年収103万以下の配偶者の場合等)	698万円	934万円
3人 (児童2人+年収103万以下の配偶者の場合等)	736万円	972万円
4人 (児童3人+年収103万以下の配偶者の場合等)	774万円	1,010万円
1人増えるごとに	38万円加算	38万円加算

【支給額】(児童1人あたりの月額)

児童の年齢	①未満の場合 (児童手当)	①以上かつ②未満の場合 (特例給付)	②以上の場合
0歳～3歳未満	15,000円	5,000円	支給されません
3歳以上～ 小学校修了前	第1子第2子 10,000円		
	第3子以降 15,000円		
中学生	10,000円		

※ 扶養親族等の数は前年(1月～5月分は前々年)の12月31日時点での所得税法上の扶養親族の数です。70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族がいる場合は、1人につき6万円を所得限度額に加算します。

※ 第3子以降とは、養育している児童のうち高校卒業(18歳の誕生日後の最初の3月31日)までの児童から数えて3番目以降をいいます。

児童手当で審査する所得の計算方法について

所得額	－	各種控除額	－	8万円 (施行令に定める一律の控除額)	=	児童手当で審査する所得額 (所得制限限度額・所得上限限度額と比較)
-----	---	-------	---	------------------------	---	--------------------------------------

○所得額：総所得金額（※1）、退職所得（総合課税）、山林所得、土地等に係る事業所得等、長期譲渡所得（分離課税）、短期譲渡所得（分離課税）、先物取引に係る雑所得、条約適用利子等、条約適用配当等の合計額

○各種控除額：雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除（普通障害27万円、特別障害40万円）、ひとり親控除（35万円）、寡婦控除（27万円）、勤労学生控除（27万円）、長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の合計額

※1 総所得金額とは純損失・雑損失の繰越控除後の次の所得の合計です。

給与所得（※2）、事業所得、利子所得、配当所得（総合課税）、不動産所得、雑所得、短期譲渡所得（総合課税）、長期譲渡所得（総合課税）×1/2、一時所得×1/2

なお、給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限る）を有する場合、その合計額から10万円（10万円に満たない場合はその合計額）を控除します。

※2 給与所得とは、給与支払額ではありません。源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」欄の金額です。

※ 配当所得（分離課税）と株式譲渡所得は含みません。

児童手当等が支給されなくなった後に、所得が「所得上限限度額」未滿となった場合

ご注意ください

所得が所得上限限度額以上の為、消滅（却下）となった後に、所得上限限度額未滿になった場合は、あらためて認定請求書の提出が必要となります。認定請求書の提出がない場合、児童手当等の受給をすることができません。手続きが遅れると遅れた月分の手当が支給されませんのでご注意ください。

例) 令和4年分の所得が「所得上限限度額」以上の為、消滅（却下）となったが、令和5年分の所得が「所得上限限度額」未滿となる場合。

市民税・県民税納税通知書、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書等を受け取った日の翌日から15日以内に申請してください。次年度6月分以降の手当を受給することができます。

例) 令和4年分の扶養人数を3人→4人に修正申告した結果、「所得上限限度額」未滿となる場合。

更正後の市民税・県民税納税通知書、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書等を受け取った日の翌日から15日以内に申請してください。対象年度分の手当を遡って受給することができます。

【お問い合わせ先】高崎市役所 福祉部こども家庭課こども福祉担当 027-321-1247(直通)

※ 受給者の所得額や控除額、扶養人数等については電話でお答えすることができません。所得がわかるもの(所得額が記載された消滅通知書、市民税・県民税納税通知書、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書等)をご用意のうえ受給者ご本人様からお問い合わせください。